

令和5年度

東根市危険ブロック塀等除却支援事業費補助金のご案内

補助対象となるブロック塀等について

補助事業の対象となるブロック塀は、下記の条件を全て満たすブロック塀等です。

※ブロック塀等とは・・・コンクリートブロック、石造、れんが造その他の組積造による塀（基礎部分、笠木、控え壁を含む）

※鋼製フェンスや門柱、門扉の部分については補助対象外とする

- 点検表（様式6）により耐震診断を実施し、1項目以上の不適合があるもの
- 道路面からの高さ（基礎及び擁壁の高さを含む）が1メートルを超えるもの。ただし、ブロック塀等が擁壁上に設置してある場合にはブロック塀等の高さが60センチメートルを超えるもの
- 東根市内で道路等に面するもの

補助対象となる工事について

補助事業の対象となる工事は道路等に面する危険ブロック塀等を除却または一部除却する工事です。

工事の種類	工事の内容
除却	ブロック塀等を基礎まで含めて解体し撤去（当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁を除くブロック塀等の撤去）する工事。
一部除却	ブロック塀等の一部を解体し、高さを前面の道路面から50cm以下（当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁上からの高さ50cm以下、かつ、基礎及び擁壁を含んだ道路等面からの高さが1m未満）とする工事。

補助金の額について

補助金の額は、以下のとおりとします。

補助金の額	
以下のいずれか少ない額 ・補助対象経費に2/3を乗じた額 ・道路からの見付面積1㎡あたり8,000円を乗じた額	上限20万円

補助対象事業の要件について

補助を受けるには以下のすべてに該当すること。

- 未着工であること（工事完了後の申請は不可）
- 工事完了から30日以内もしくは2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること
- 当該工事について補助金の交付の決定後に市内建設業等と契約を締結し、着手すること

※市内建設業者等とは・・・

建設業法に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による解体工事業の登録を受け、かつ、市内に会社の本店又は支店を有する建設業者をいう

- 申請者がブロック塀等の所有者またはブロック塀等が組積された土地の所有者であること
- 申請者が市税に滞納がないこと
- 申請は1敷地につき1回に限る

事業の流れ

1. 交付申請書を記入し、添付書類を添えて申し込み期間内に市へ提出します。

申し込み期間：令和5年4月17日（月）から（先着順）

申請書を上記の期間内に市役所建設課の窓口へ提出してください。

申請時に提出するもの	
<input type="checkbox"/> 交付申請書（様式第1号）	様式は、市役所建設課もしくは市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号）	
<input type="checkbox"/> 位置図（様式第3号）	
<input type="checkbox"/> 平面図（様式第4号）	
<input type="checkbox"/> 立面図（様式第5号）	
<input type="checkbox"/> 点検表（様式第6号）	
<input type="checkbox"/> 現況の写真	住宅の全体及び工事箇所（高さ、延長）の分かるもの。
<input type="checkbox"/> 見積書の写し	対象工事に要する経費（工事内容）を確認できるもの。 ※対象外の工事を含む場合は対象部分を区別してください。
<input type="checkbox"/> 納税証明書	申請者の分（滞納がないことの確認）
<input type="checkbox"/> 委任状	手続きを委任する場合必要です。
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	補助要件の確認のためにお問い合わせする場合があります。

2. 市で申請書および添付書類を確認し、補助金交付対象とされた場合、補助金等の交付決定通知書をお送りいたします。

補助金の交付決定額を確認してください。

3. 交付決定通知を受けてから、対象工事実施に係る契約を締結し、工事に着手してください。

実績報告時に工事施工中の写真、工事完了後の写真の提出が必要となりますので、忘れずに工事写真の撮影をお願いします。

4. 交付決定後に工事費の額などに変更事項がある場合は、市（建設課）に連絡し、計画変更承認申請書を提出してください。

補助金交付申請を取りやめる場合は、市（建設課）に連絡し、申請取り下げ届出書を提出してください。

提出書類：変更する場合 計画変更承認申請書1部

(添付書類：変更後の見積書の写し1部)

取り止めをする場合 申請取り下げ届出書1部

5. 工事完了後30日以内に、実績報告書に添付書類を添えて市へ提出します。

完了時に提出するもの	
<input type="checkbox"/> 実績報告書	様式は、市役所建設課もしくは市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 事業完了届（様式第7号）	
<input type="checkbox"/> 工事中の施工写真	カラープリントで提出
<input type="checkbox"/> 工事の完成写真	※申請時に提出いただいた現況写真と比較できるように撮影してください。
<input type="checkbox"/> 契約書の写し	工事契約を証明するもの
<input type="checkbox"/> 領収書等の写し	工事費の支払いを証明するもの ※工事費の内訳が確認できるもの
<input type="checkbox"/> 平面図及び立面図(求積図)	変更がなければ申請時と同様のもの
<input type="checkbox"/> 補助金請求書	様式は、市役所建設課もしくは市ホームページで入手できます。 ※請求日は提出の際ご記入いただきますので空欄でお願いします。

6. 市で実績報告書を確認後、補助金交付額確定通知書を送付します。

補助金の確定額を確認してください。

留 意 事 項

- ・ブロック塀等の除却後に再設置の必要がある場合は自然災害時に安全なものとするため、生垣又はフェンスもしくは板塀等で施工するように努めること。

<お問い合わせ先>
東根市建設課建築住宅係（市役所2階）
TEL:0237-42-1111 内線2727